

記載例：退職等で残額を一括徴収する場合

受付印  給与支払報告書  特別徴収  
 に係る給与所得者異動届出書

※異動（退職・転職・休職等）があった場合は、翌月10日までに必ず御提出ください。

◎指定番号については特別徴収税額通知から転記してください。

(あて先) 鹿屋市長	給(特別徴収義務者) 支払義務者	所在地 〒 893 - 0000 鹿屋市〇〇町1-1	特別徴収義務者 指定番号 107000000
フリガナ カノヤ イチロウ	フリガナ カブシキガイシャ 〇〇	フリガナ 株式会社 〇〇	所属 人事給与係
氏名 鹿屋 一郎	氏名 カブシキガイシャ 〇〇	氏名 株式会社 〇〇	フリガナ 〇〇 タロウ
法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	氏名 〇〇 太郎
1月1日現在の住所 鹿屋市△△町111番地	1月1日現在の住所 同上	1月1日現在の住所 同上	電話 0994-00-0000

  

フリガナ カノヤ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 12,000 円	(イ) 徴収済税額 6 月から 9 月まで 4,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 10 月から 30 日まで 8,000 円	異動年月日 RO 年 1 月 9 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 転職 4. 休職 5. 長欠 6. 死亡 7. 育休 8. その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
------------------	---------------------------------	-------------------------------------	--	-----------------------	--	---

特別徴収税額通知書に記載されている指定番号を御記入ください。

異動事由が『6. 死亡』の場合は、一括徴収は選択できません。『3. 普通徴収へ切替』となります。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地	〒	担当者 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ	受給者番号
フリガナ		電話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 10 月 5 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 8,000 円	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
--	--------------------	----------------------------	---

一括徴収分を何月分(何月何日納期限分)とあわせて納入するかを必ず御記載ください。原則として、未徴収税額の始まるの月と一致します。

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	過年度分( ) 現年度分( ) 翌年度分( )	※市処理欄 既処理 〇 円 未申告 課権無 その他	既処理 〇 円 未申告 課権無 その他	既処理 〇 円 未申告 課権無 その他
--	-------------------------	--	---------------------------------	---------------------------------

未記、訂正箇所については、月 日 相手方確認済み。

◎ 一括徴収とは、退職等後の月割額を合計して、最後の給料又は退職金等から天引きすることです。  
 ◎ 異動日が6月から12月までの方については、本人の了解を得て一括徴収してください。(翌年1月以降の方については、一括徴収が義務づけられています。)